

平成28年度 桂雪会総会資料

日 時 平成28年7月16日(土)

場 所 飯山高等学校大会議室



飯山高等学校桂雪会

平成 28 年度 桂雪会総会 次第

1 開会のあいさつ

2 会長あいさつ

3 校長あいさつ

4 会務報告

5 支援協力金について

6 議 事

第 1 号議案 平成 28 年度事業計画（案）について

第 2 号議案 平成 28 年度一般会計・教育基金・特別会計予算（案）について

7 そ の 他

8 閉会のあいさつ

校舎見学

平成28年度会 桂雪会 会務報告

(4月1日～7月15日)

1 桂雪会 会計監査

平成28年5月23日(月)

桂蔭会(平成27年9月～平成28年3月)

飯山高等学校同窓会(平成27年4月～平成28年3月)

2 桂雪会 役員会

平成28年5月23日(月)

議題

- (1) 平成27年度事業報告・決算報告及び平成28年度総会日程について
- (2) 平成28年度事業計画(案)・予算(案)について
- (3) 統合完成・校舎竣工記念式典について
- (4) 支援協力金について

3 不動産(山林)登記完了

平成28年5月31日(火)

4 統合完成・校舎竣工記念式典(飯山高等学校・斑尾高原ホテル)

平成28年6月18日(土)

支援協力金について

1 第1期 支援協力期間

平成 27 年 11 月から平成 28 年 3 月 31 日まで

2 支援協力金（旧桂蔭会）

(1) 支援者数 312 名

(2) 支援総額 3,574,465 円

3 支出経過

平成 28 年 3 月 信濃毎日新聞閉校式新聞広告（2 月 26 日朝刊） 800,000 円

平成28年度 桂雪会 事業計画（案）

会員相互の親睦を図るとともに、母校の発展を期するために次の事業を実施する。

- 1 役員会、代議員会は必要によって隨時開催する。
- 2 学校が開催する学校評議員会・職員歓送迎会・「飯高祭」・授業参観等に参加する。
- 3 支部組織化に向けて準備委員会(6名)を設置する。当面5支部の組織化に努力する。
- 4 桂雪会員名簿を作成する(データ収集と整理を行う。)。
- 5 桂雪会「会報」を発行する。
- 6 飯山高等学校統合完成・校舎竣工記念式典実行委員会の構成メンバーとして、盛大に開催できるように協力する。また、記念式典、教育環境整備事業、同窓会館の建設研究事業等の募金活動を積極的に推進する。
- 7 教育支援事業として「教育環境の充実を図るとともに、学業やクラブ活動の成果を上げるため」桂雪アカデミー事業、スクールバス事業、生徒指導助成事業、クラブ活動助成事業を積極的に行う。
- 8 『飯山高校を育てる会』設立に参加・協力する。
- 9 高大連携の拡大支援を行う。
- 10 会員相互の親睦を図る事業(ゴルフコンペ等)を実施する。

城北グラウンドの整備について

1 提案1

城北グラウンド防球ネット設置工事につきましては、平成28年6月をもって竣工したところで
すが、本格的にグラウンドを使用するとなると早期に土壤を整える必要があります。
県に対して予算要求するも、平成28年度における予算確保が困難です。
工事に要する経費を300万円超と見込んでおります。
桂雪会の事業としてグラウンド整備を実施したい。

2 提案2

下記のとおり支援協力金から資金の借入を行いたい。

記

- (1) 借入金額 280万円
- (2) 使 途 前記1に記載した城北グラウンド表土整備
- (3) 返 済 桂雪会一般会計から平成29年度以降、分割又は一括返済

統合完成・校舎竣工記念式典経費

飯山高等学校

年月日	用 途	金 額	負担者	
5.19	官製はがき	10,400	桂雪会	
5.25	官製はがき	5,720	桂雪会	
5.25	郵送代	15,908	桂雪会	
6.15	官製はがき・郵送代	13,264	桂雪会	案内状発送経費 45,292 (338通)
6.17	臼田講師謝金	50,000	桂雪会	
6.17	春日アナウンサー御礼	20,000	桂雪会	
6.24	ステージ壇花	10,800	桂雪会	
6.24	臼田講師花束	5,400	桂雪会	
6.24	パンフレット印刷	87,480	桂雪会	
6.24	封筒印刷	9,180	桂雪会	
6.24	振込手数料	540	桂雪会	
6.24	臼田講師てみやげ	3,100	PTA	
6.24	送迎タクシー代	4,080	PTA	
6.28	斑尾高原ホテル	120,600	桂雪会	
6.28	斑尾高原ホテル(御祝儀)	-15,000	桂雪会	
6.28	振込手数料	324	桂雪会	
6.30	信濃毎日新聞広告代	80,000	PTA	
6.30	信濃毎日新聞広告代	870,000	桂雪会	
6.30	振込手数料	540	桂雪会	
7.15	記念品(ボールペン)	85,000	PTA	
7.15	記念品(クリアファイル)	58,500	PTA	
			桂雪会	1,205,156
			PTA	230,680
合計		1,435,836		1,435,836

桂雪会役員名簿

顧問

大沼 淳 池川 信夫 岩崎 彌彌 猪瀬 清徳

会長

森 司朗

副会長

柳澤萬壽雄 赤津 安正 長坂 邦彦 宮本 衡司 内山 英樹
関 保典 吉越 英子 上松 猛 小林 厚子 太田 良夫

監事

佐藤 清 上松 敬

任期：平成 28 年 4 月から平成 30 年 3 月まで

桂雪会会則

第1章 総 則

第1条 本会は桂雪会と称する。

第2条 本会は会員相互の親睦を図り、併せて本校の繁栄に寄与することを目的とする。

第3条 本会の事務局を長野県飯山高等学校内に置く。

第4条 本会は正会員、準会員及び特別会員をもって組織する。

第2章 会 員

第5条 本会の会員は次のとおりとする。

1 正会員

長野県立飯山中学校卒業生、同併設中学校卒業生、長野県飯山北高等学校卒業生、長野県飯山高等女学校卒業生、同専修科卒業生、長野県飯山南高等学校卒業生、同併設中学校卒業生、長野県飯山照丘高等学校卒業生、長野県飯山高等学校卒業生とする。

ただし、中途退学者にあっては、本人の申し出により、役員会の承認を得て正会員になることができる。

2 準会員

長野県飯山高等学校在校生とする。

3 特別会員

長野県飯山北高等学校、長野県飯山高等女学校、長野県飯山南高等学校、長野県飯山照丘高等学校、長野県飯山高等学校の旧職員と長野県飯山高等学校の現職員とする。

また、名誉ある会員を役員会で推薦し、総会で承認した者とする。

第3章 役 員 及 び 顧 問

第6条 本会に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 若干名

会計 1名

庶務 1名

監事 2名

支部長 各支部1名

代議員 各支部2名

校内幹事 若干名

第7条 本会に顧問を置く。顧問は学校長及び特に本会に功績のあった会員を会長が推薦し、総会に諮り決定する。

ただし、顧問は、本会の運営に関し、意見を述べることができる。

第8条 役員の任務は次のとおりとする。

- 1 会長 本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長 会長を補佐し、会長の事故あるときはその職務を代行する。
- 3 会計 本会の会計事務にあたる。
- 4 庶務 本会の議事録など作成するほか、その他の事務にあたる。
- 5 監事 本会の会計を監査する。
- 6 支部長 支部を代表し、本部との連携にあたる。
- 7 代議員 本会の予算、決算、その他重要事項を審議する。
- 8 校内幹事 本会の運営を補佐する。

第9条 役員の選出方法は次のとおりとする。

- 1 会長、副会長、監事は総会において、正会員の中より選出する。
- 2 会計、庶務は校内幹事より選出する。
- 3 支部長は、各支部で選出する。
- 4 代議員は、別に定める方法により選出する。
- 5 校内幹事は、学校長より推薦のあった者を会長が委嘱する。

第10条 役員の任期は2か年とし、再選は妨げない。ただし、役員に欠員が生じたときの任期は前任者の残任期間とする。

第 4 章 機 関 及 び 組 織

第11条 本会は第2条の目的を達成するため、次の機関を置く。

- 1 総会
- 2 代議員会
- 3 役員会
- 4 校内幹事会
- 5 支部

県外支部 (5)	北海道 東京関東 静岡 関西 東海
県内支部 (21)	長野 上小 須高 豊野 中野 豊田 山ノ内 木島平 野沢温泉 栄 飯山 秋津 木島 瑞穂 柳原 外様 常盤 太田 岡山 真田 津南
職域支部 (1)	県庁

第12条 総会は本会の最高議決機関であり、定期総会は毎年6月に開催する。

また、必要に応じて臨時総会を開催することができる。その議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。総会の出席者に対する旅費の支給は別に定める。

第13条 代議員会は総会に次ぐ議決機関であり、代議員会をもって総会に代えることができる。

その議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。代議員会の出席者に対する旅費の支給は別に定める。

第14条 役員会は会長、副会長、会計、庶務及び校内幹事をもって組織し、会長が必要によって招集する。

なお、必要に応じて監事の出席を求めることができる。その議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。役員会の出席者に対する旅費の支給は別に定める。

第15条 校内幹事会は必要によって開催することができる。

第16条 支部は総会の承認を得て設置、統合、廃止することができる。

第 5 章 入 会 金 及 び 終 身 会 費

第17条 本会の準会員になろうとする者は、入会金として2,000円を入学時に納入しなければならない。入会金は原則として返還しないものとする。

第18条 本会の正会員になろうとする者は、終身会費として30,000円(各学年毎に10,000円を徴収する。)を納入しなければならない。

第 6 章 会 計

第19条 本会の経費は、会費、入会金、寄付金その他の収入をもって充てる。

第20条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第 7 章 附 則

第21条 本会の会則の改廃は、総会の出席者の3分2以上の賛成を必要とする。

第22条 第9条第4項の代議員の選出方法は役員会において決定し、総会の承認を得なければならぬ。

第23条 本会則は平成28年4月1日から適用する。

桂雪会代議員選出規程

〔目 的〕

第1条 この規程は会則9条4項の規定に基づく、代議員の選出方法について、定めることを目的とする。

〔選出方法〕

第2条 代議員の選出方法は次の通りとする。

各支部は2名とし、支部長1名と支部役員から1名選出する。なお、役員会の承認を得て必要に応じ増員することができる。

桂雪会総会・代議員会・役員会旅費規程

[目的]

第1条 この規程は会則第12条・第13条・第14条の規定に基づく、総会・代議員会・役員会への出席者に対する旅費支給について、定めることを目的とする。

[選出方法]

第2条 総会・代議員会・役員会への出席者のうち、旅費支給の対象者となる者は以下のとおりとする。

- 1 北海道支部・東京関東支部・東海支部・静岡支部・関西支部・5支部から、選出された役員に支給する。代議員については1名とする。

[支給金額]

第3条 前条で定める者に支給する金額は以下の通りとする。

- 1 東京関東支部・東海支部・静岡支部・関西支部については、支給対象者が居住する最寄りのJR駅から、JR飯山線北飯山駅までの往復JR運賃と特急料金を支給する。
ただし、宿泊費は支給しない。
- 2 北海道支部については、支給対象者が居住する最寄りのJR駅から、道内空港を利用し、羽田空港等を経由して、JR飯山線北飯山駅までに至るまでの道内往復JR運賃と特急料金及び往復航空運賃並びに羽田空港等からJR飯山線北飯山駅までの往復JR運賃と特急料金を支給する。
ただし、宿泊費は支給しない。
- 3 支給金額の上限は7万円とする。

附 則 この規程は平成28年4月1日から適用する。